

のように公衆衛生に関する知識を求める意見も見られた。

ID89「施設実習中の自己管理」・・・各種の予防接種を受けて実習に望むこと、病気への対応、11月～3月に実習を行う者は必ずインフルエンザの予防接種を受けること、手洗いの方法、等)

② 施設に関する知識

保育士といったとき、一般にイメージされる職域は保育所であろう。従って、保育士を志す学生にとって、施設という場所はあまり身近な場所ではないことが多い。「児童福祉」等の必修科目（講義）を受けていても、「施設実習」の場所となる施設は「児童」の範疇を超える場合も多い。施設に関する知識の不足を指摘する意見が見られた。

ID8「施設内容の理解」・・・施設の機能や役割についての十分な事前指導（施設の内容を理解しないまま、実習に入る学生もいる）

ID17「施設種類への理解」・・・施設でのオリエンテーション後、施設や対象者への理解、知識を深める。（重心施設だが、実習に入って対象者への理解、知識を持たないものが多い。）

ID70「施設」に対する理解を深めておく。（「施設」を知らない学生さんが多く、事前に見学や体験などをしておけばよいと思う。）

ID71「施設のイメージ作り」・・・自分のイメージで来園される方が多く、地味な日常の援助の部分や、入所者（利用者）に必要な援助の内容、方法など

現実の課題への認識があまりないので、現場職員にじかに話しを聞いたり質問するなどズレを修正しておいた方がいいと思います。

このように知識の不足している学生に対して施設に関する知識を身につける指導を求める意見が多くみられた。

ID3「施設のことを知る」・・・母子生活支援施設に関しての本を読むなどして、施設内容を事前に学習しておく
ID15「児童福祉施設種別の理解」・・・最低限、自分が実習を行う施設のことをよく理解する。（施設の法的位置、利用児童のニーズ、職員配置など）また、事例検討をいくつか行うことでイメージをもちやすくするなどの工夫をする。

ID23「複数の種別、同種別の複数の施設の体制・形態の認識」・・・できるだけ多くの施設の見学

ID32「施設の特徴を理解しておく」・・・施設によって実習内容が異なることから、基本的な部分を実習生が事前学習して理解した上で実習に臨んでいただきたい

ID38「TVなどで施設状況を知る」・・・福祉施設の理想的なイメージよりも、現実的な視点を養ってもらうことが大事。

ID54「実習をする施設に関する基本知識」・・・自分がこれから実習に入る施設はどういった種別の施設で入所児童はどのように入っているのか等基本的な知識を得た上で行うようにして欲しい。

ID67「福祉施設に関する法律を学ぶ」・・・実習施設の根幹となる法律は何か、実習施設の定義・種類、介護保険法、障害者自立支援法

ID80「施設の内容と関連法の学習」・・・施設の沿革や運営内容、関連法令の学習。

ここでは、VTRの使用や見学といった具体的な指導の方法の提案や学生に知っておいて欲しい知識の具体的な内容についての意見が寄せられた。ここで求められる知識は、法律に関する知識から施設の生活様相まで幅広く、従来のカリキュラムの事前指導の授業時間数だけでは、これだけの内容を教授し、学生に習得させるのは困難であると思われる。

③ 施設利用者や関係者への理解や関わり方

②施設に関する知識に関連して、施設利用者やその保護者に対する理解をもつことや関わり方を身につけることを求める意見が見られた。

ID4「障害の特性等」・・・施設を利用している方の障害の特性

ID8 子どもの発達段階の理解(発達段階をよく理解したうえで、保育の内容・方法(手遊び等)に関して事前に研修する

ID11「子どもとの基本的なかかわり方」
・・・姿勢を低くし、目線を合わせることや、名前を呼び捨てにしないこと等

「基本的な子どもの発達」・・・乳

幼児の発達について

「簡単な手遊び等」・・・何かひとつ子どもたちが楽しめそうなもの「アンパンマン」

ID36「被虐待児の理解」・・・被虐待児の心理・処遇困難児童への対処方法(注意点)など

ID45「保護者対応」・・・当園は母子通園施設ですので、一日中、保護者がいます。

保護者に対する言葉使い、態度など指導して頂きたい。

ID86「被虐待児の特徴」・・・どういう心理でどういう対応に気をつけるか等

ID8 や ID11 のような、子どもとかわるための知識・技術だけでなく、障害や虐待など施設の利用者に対するより深い理解を求める意見が多くみられた。

④ 実習に対する目的意識

実習の目的を明確に持ち、実習を意義あるものとするような指導を求める意見も多くみられた。

ID4「実習目的」・・・実習で何を学ぶのか、目的をしっかりとっておく。達成できる内容

ID8「実習の意義・目的についての理解」・・・自己課題を明確にし、達成するにあたって、計画をしっかりと立てて実習に望む

ID15「実習目標・目的の設定」・・・いくらか理解できた上で、自分の実習における目標をしっかりと設定する。

ID26「課題を設定し、それに対して予習をする」・・・どんな視点で実習に望むのかを明確にする。具体的な課題を設定する。質問事項なども考えておく。

ID31「実習生が目標を決めて実習に取り組めるような指導」

ID35 表面的な実習は止めて欲しい。自覚を持って取り組んでもらいたい。

ID53「実習の心がまえ」・・・実習とは何のために行うものなのかを、十分説明しておく。

ID54「実習目的の明確化」・・・単に資格を得るための過程ではなく、何を目的として実習に入るかをしっかりと自覚した上で実習に入って欲しい。

⑤ 実習記録の記入について

実習記録の記入についても、意見が寄せられた。次のような、記録の方法についての意見もあったが、

ID3「実習記録の記入」・・・客観的な事実だけでなく自己洞察できるような観察の方法

ID11「実習日誌の記入の仕方」・・・実習のねらい、着眼点、記入のポイント等

ID67「記録のとり方」・・・記録は何故必要か、話し言葉と書き言葉の違い、国語力の養成)

ID14、ID89 にみられるように、特に個人情報保護の観点から指導を求める意見が見られた。

ID14「秘密の保持」・・・個人情報を守

る観点から、他にももらさない指導。記録の記入方法

ID89「個人情報保護法」・・・個人情報の漏洩禁止等、徹底した指導

<要約:事前指導において求められる指導>
以上、寄せられた意見を集約すると、以下のようにまとめることができる。

①生活についての知識:あいさつや言葉遣い。身だしなみ。社会人としての基本的なマナー。家事全般(炊事、洗濯、清掃、裁縫など)についての能力。実習中の健康管理。

②施設に関する知識:施設の種別や役割、そこで働く職種と内容など。施設についての理解。施設についての本を読んだり、ビデオをみたりしておくこと。施設でのボランティア活動。障害児サークルでの活動。施設のイメージ作り。施設に関連する法律。

③施設利用者や関係者への理解や関わり方:子どもと遊ぶ方法。被虐待児への対応。障害児への接し方。保護者への対応。障害への理解や知識。職員との関わり方。

④実習に対する目的意識:自己課題を明確にし、達成するにあたっての計画を立てて実習に臨む。実習目標や目的の設定。

⑤実習記録の記入について:実習記録の記入方法。個人情報の保護や守秘義務。

(2) 実習期間中の指導について

実習期間中の指導についてどのような指導（訪問回数、学生への指導など）を求めらるかについて回答を求めた。訪問回数については、1 回程度という回答が大半を占めていた。

ID17 現在の1回でよいと思う。施設側としてもこれ以上の時間は取れない。

ID18 短期間の実習でしたら、1回1時間程度でよいのではないのでしょうか。

ID22 特に意見はありませんが、訪問回数として1回でよいと思います。実習生は教員の顔を見るだけで安心するようです。

ID39 実習中は実習生自身で考え、取り組めるようにするため、実習中の訪問・指導は、多く設けない方が望ましいと思う。

ID47 実習の中頃に1回1時間程度訪問することを前もって実習生に知らせ、訪問時に、悩みや実習状況をチェックしていただき、後半の実習を充実できるようにして頂きたい。時間があれば施設を見学され教員の方も施設や保育士の状況や役割を理解して頂きたい。

教員が訪問することで、学生の負担の軽減ができるが、ID39にみられるように、教員が訪問することで学生の自主性を損ねてしまう可能性もある。また、教員の訪問が施設にとって負担となるとの意見も見られた。

同様に、施設の負担という観点からは、訪問自体が不要であるとの意見もあった。

ID36 訪問指導の際に実習担当が不在

の場合もあり、訪問指導が本当に必要なのか疑問である。また複数の学校の訪問指導が重なった場合は、時間的にも長くなり、施設としては負担である。

（同じ日でなくても回数が多く負担になる。）

ID46 実習中の訪問指導は回数が多いと施設にとって迷惑の場合もあります。

ID81 施設から養成があつた場合のみ訪問する。実習中の指導は不要（基本的には）

訪問を不要とする意見には他にも、次のように養成校には訪問指導以外の指導を求めるといった意見もあった。

ID29 実習する期間によっても異なりますが、1週間以内なら特に訪問指導は必要ないと思います。それまでのところでしっかり指導をお願いします。10日以上なら学生への様子伺い、現場職員との話し合い等で20～30分程度が適切だと思います。その施設が始めての訪問なら施設内見学をされるのもいいと思います。

1回の訪問、あるいは、訪問指導は不要であるという意見に対して、複数回の訪問を求める場合には、次のような理由が挙げられていた。

ID14 訪問は開始直後と中頃に2回はどうでしょう。1回目は緊張している学生を励まして欲しい。2回目は慣れてきてがんばっている学生へ後半に向けて励まして欲しい。実習をしているの

悩みの相談。

学生への励ましや学生の悩みの相談のために、教員の訪問指導が必要とされている。この点は、次のような意見にも見られた。

ID51 実習期間中どうしても実習をや
る上で悩んでしまうことが多い。実習
の途中で悩んでいる問題について話し
を聞き（先生には話しやすいと思われ
る）、実習担当者にも伝えてほしい。そ
れをもとに実習生にアドバイスをして
いきたい。

ID60 訪問指導はそれほど重要ではな
いと思います。はげましの意味とチェ
ック（欠席などはないかなど）の意味
でしょうか。

他にも、訪問指導の際には次のように、課
題への取り組みや実習への取り組みについ
ての指導が求められていることがわかる。

ID21 10日間の実習ですれば、1回の
訪問でよいと思います。実習先に任さ
れていることも多いので、事前に学生
さんに対して実習の目的やねらいの立
て方、実習に臨む姿勢についてしっか
りと指導していただくと良いと思い
ます。

ID50 実習中の訪問指導は必要ですが、
実習前に実習担当教員との話し合いが
必要と思われます。実習生受け入れの
際、簡単な学生の履歴だけでは、計り
知れないものがありますし、事前オリ
エンテーションでは、学生自身の目的
が明確でない場合もあります。学校側

の実習に対する考え方なども実習担当
職員と話し合えたらよりよいと思いま
す。

ID92 現在のような、あいさつまわり
を目的とした訪問は不必要だと思いま
す。ですが、施設側の教育と学生の課
題を把握して、よりよい実習期間とな
るよう動かれることが大切だと考えま
す。そのとらえ方をすすめることで、
実習前・後の指導項目も整理されてく
るのではないのでしょうか。

このように、訪問指導においては、①課
題への取り組みについての指導や実習に対
する取り組みの姿勢についての指導、②学
生への励ましや学生の悩みの相談といった
指導が求められていることがわかる。

(3) 事後指導について

施設実習の事後指導として望まれる内容
としては、おおまかに①報告会の実施、②
実習についての振り返り、③学校での理論
学習といった3種類の回答が得られた。

① 報告会の実施

最も多くみられたのが報告会を実施して
ほしいという意見であった。報告会を実施
することで、学生に施設での学習を振り返
ってもらうことや今後の学習につなげてい
くことを意図したものが多く見られた。

ID8 「自己課題達成の報告会」・・・指
導を受けた事項や反省点を明確にし、
具体的目標はどれだけ達成されたか等
議論し、今後のステップとして欲しい。

ID14 「報告会」・・・実習で反省する

点、学んだ点、実践してよかった点、理論と実践での相違等今後に向けての議論をする。

ID16 「子どもに対して持った興味、関心について報告会を開く」・・・実習の報告会を行い、より興味・関心を持った事柄を出し合い、それに関する学習会を行う。

ID36 「実習報告会」・・・実際に実習してみたの報告をし合い、どういう点が難しいのか等実践的な研究を深める。

ID52 「実習後の報告及び話し合い」・・・実習をしてみてどうだったか。

(自分の思っていたこととの違い等) 進路を決るに当り勉強になったのかどうか等。自分を振り返る。

また、報告会の形式は、(i) 学生主導型(学生が中心に行う)、(ii) 教員主導型(学生の報告を受け、教員が指導を行う)、(iii) 施設関係者参加型(施設職員も報告会に関わる)の3つのタイプが見られた。

(i) 学生主導型

ID40 「実習報告会」・・・後輩も参加しての実習体験の報告会

ID55 実習後の反省会→全体で発表会など(施設実習をした学生同士で行う)

ID64 「報告会」・・・どのような施設だったか、自分の目標への達成などの報告。毎回行うことで、次に来る学生も、施設のことを、分かりやすく、実習に来る学生も、目標設定をやすいと思います。

ID68 実習経験ができる施設は限られるので、実習体験交換会のような場を

設定し、意見交換をしてはどうでしょうか

ID70 施設により特色も違うため情報交換(学生同士)して知識を深めてもらいたい。

(ii) 教員主導型

ID12 実習後の報告をしあうとともに、記録等により課題があれば、個別に指導が必要な人にはきちんと指導されるようお願いします。特にコミュニケーションに問題のある人は指導が必要と思う。

ID45 「報告会」・・・学生が実習期間中に困ったこと、わからなかったこと、悩んだことなどを報告し合い、教官にご指導して頂く。

(iii) 施設関係者参加型

ID18 「実習報告書の報告会(短期間の実習では十分理解することは困難です。またプライバシーの問題があるので、実習生にはお見せしなかったり、お知らせしていないこともあります。また、実習生の評価についても施設側からは必ずしも正確な評価ができていくわけではありませんが、文書にあらわしていないことも含め、報告会ができると改めて認識できることもあるのではないのでしょうか。)」

ID85 施設に対しての率直な意見も聞かせて欲しい

ID86 「関係者との報告会」・・・各施設の違いや内容を報告し、検討、反省を含めた話し合い

ID89 「実習反省報告会」・・・実習生

は、実習期間を通し、施設職員が交代勤務のため固定した職員の指導は受けにくいと思います、施設には、色々な考えで、利用児・者を支援・養護する職員が勤務しております。実習生に一貫した指導が出来ない部分のホローアップをしていただきたい。(施設に対して具体的な問題点、改善点が伺われる事があれば遠慮なく連絡して戴きたい。)

学生同士の意見の交換であっても、教員による指導であっても、施設関係者の参加があっても、いずれのタイプも、実習での経験を振り返る機会として報告会を設定している。また、学生主導型では、意見交換により他施設の様子を知ることやこれから実習を行う学生に目標をもたせることなど、実習の振り返り以外の点を強調していた。

② 実習についての振り返り

また、実習の振り返りについては、特に、次のような意見も見られた。

ID9 「事前指導、実習中の指導、および本人の設定目標の到達度をふりかえる」・・・客観的妥当性を養うために必要な取り組みとおもわれます。

ID15 「目的・目標・達成評価」・・・自己評価をし、実習を振り返る。

「ケース検討」・・・実習において、困難なケースを体験すると思うが、それに対してなぜそうなったか、整理し、(理論的に)消化し、自分のものにする。

ID17 「自己の課題を明確にする」・・・養成校での学習と施設実習という施設現場でのギャップ(問題意識)を自己の課題とし、明確化させる。

ID26 「課題に対する反省・考察」・・・自身の反省。実習を通して感じたこと、考えたことをまとめる。新たな疑問点の整理。

ID29 「援助計画の理解」・・・立案の立て方、支援の仕方、経過及び結果等について復習する。

「施設の生活の流れ、指導・支援について復習する」・・・一日の流れを把握し、保育士について専門性を高める。

「疑問点の振り返り」・・・実際に施設実習をした後に感じたこと、学んだこと、今後に生かせる点、反省する点などを互いに議論する。

ID54 「実習児のふり返り(担当教官と)」・・・実習全般において、自分の態度はどうであったか、目的は達せられたか等について、施設側の評価票と自己評価を比べながら総括し、次の実習に生かすような取り組み。

「適正の評価」・・・施設保育士として適しているかどうかについての、適正について評価することが重要と考える。(本人の熱意と適正は別ものだと考えるため)

ID61 「実習内容のフィードバック」・・・実習内容を簡潔にレ

ポートさせ、その意義を再確認させる

実習の目的に立ち返って、実習の結果を反省することや施設のことや施設で担当した子どもとの関係を振り返って自己評価を行うなど、ここで求められているのは、実習への振り返りを通して、自己を評価することにある。

③ 学校での理論学習

また、施設実習での経験が学校での講義・実習に繋がるような指導を求める意見も見られた。

ID6 実習で得た経験を生かし、学校で学ぶ理論と結び付けて考え方が気付く事があればよいのでしょうか。短い期間の実習では、観察の仕方等はむずかしいと思う。学生本人が実習に対して取り組み、実習後の疑問点を見出してくれば、実習にきた意味があります。機会を与え、絵本の読み方、紙芝居を見せてもよい、ゲームなど、又、学生本人が小さい頃、読んだ本など、実習中、子どもたちに提供していくことの一つの方向であり、子どもたちと遊ぶことにより、子どもの姿が見えてきて、いろいろなことに学生自ら気付いていく事が大事である。

ID65 「事後指導の位置づけの再確認」・・・実習成果の点検と課題を整理するとともに保育士

養成に反映させるための事後指導の在り方について明確化する。実習と教科目をリンクさせるための事後指導の機会とする必要があると考えます。

実習での経験を学校で学ぶ知識・技術に結びつけることで、単なる知識・技術の習得ではなく、実体験をともなった学習ができるようになるだろう。また、学校での知識・技術の習得では、次のような内容が必要とされていた。

ID20 「関連法の熟知」・・・個人情報保護法等人権に関する事前学習

ID53 「施設職員として期待される要件」・・・児童の問題行動への対処の仕方・施設内虐待防止のための諸施策・職員の業務推行上、求められる要点・施設内ソーシャル・ワーカーに求められる役割

ID87 「観察記録の書き方」・・・入所児童の行動観察の方法
「人間関係の調整」・・・けんかした児童への対応（ロールプレイ等）

ID91 「個人情報の宝庫」「報告、記録のとらえ方」・・・個人情報の機密性の高い施設内であり、ご家族にとっても知られたい部分です。十分に気をつけていかなければ、情報漏洩につながる危険性があります。施設の方でも充分気をつけて実習生

にはお願いしているところですが、学校側でも十分にご指導おねがいしたいです。

<まとめ（事後指導）>

事後指導については、実習についての反省や施設での生活の流れを振り返ることなどの、個人的な振り返りだけでなく、報告会の実施を求める要望が多かった。報告会の形式については、〔1〕学生主導型（実習生同士で行う、後輩を交えて行う。）〔2〕教員主導型（学生が疑問点を報告し、教員が指導を行う。）〔3〕施設関係者参加型（施設の職員が報告会に参加する。）の3つのタイプがみられた。これらに加えて、施設実習の経験を学校での座学と関連付けるような学習を行うことを求める意見も多くみられた。

3. 本章のまとめ

本章では、調査票の間3-2、間3-3、間3-4の回答を基に、施設実習の事前指導・実習中の指導、事後指導として保育士養成校に求められている指導内容を概観した。

事前指導・事後指導として求められる内容には、共通している内容が2点、見られた。

第1に、実習に対する目的意識の形成と目的に基づく反省について。事前指導での目的意識を形成し、それに基づいて実習終了後に、目的が達成できたか、どのような困難があったか等を反省するような、指導が必要とされていた。

第2に、施設に係る法的知識の教

授。特に、個人情報の保護に対するモラルの教授。施設に関する法的知識を十分に学ぶことや、施設の性質上、個人情報を保護できるようなモラルを身につけることが必要とされていた。

施設の側から実習生の態度を見たときに目的意識の形成が必要だと感じられるということは、現行のカリキュラムでは、施設実習において十分な目的意識の形成ができていない可能性がある。では、なぜ、できないのだろうか。実習に対する目的意識の形成については、学校教育の一環として行われている以上、不可欠の要素であるはずであり、当然ながら、保育士養成校でも、十分な配慮が行われているだろう。にもかかわらず、できていない。この理由について、今後とも調査を進めていく必要があるだろう。

また、法的知識が施設において求められているということは、現行の保育士養成カリキュラムでは、そのような法的知識の教授が不十分であるという可能性がある。ここに、保育士カリキュラムの再検討の余地、また、保育士とは独立した形での「施設保育士」養成カリキュラムを設ける意義があるといえるのではないだろうか。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「施設保育士養成カリキュラム開発に関する研究」
総括研究報告書

第6章 「施設保育士」試験について

主任研究者 圓入 智仁（中村学園大学短期大学部）

〈要旨〉

「従来の保育士試験に倣った、『施設保育士』試験を行うべきでしょうか。」という質問を設定し、「はい」と「いいえ」で回答してもらった。その結果、「はい」34.8%（32カ所）、「いいえ」57.6%（53カ所）、無回答7.6%（7カ所）であった。さらに「施設保育士」試験に関する自由記述による回答を踏まえると、以下のような構想を提案できる。

○受験資格 次の何れにも該当すること。

1. 就職を希望している、保育所以外の児童福祉施設での実務経験があること、あるいは、「(保育所)保育士」の資格を取得し、児童福祉施設での実務経験があること。
2. 保育所を除き、少なくとも2種類以上の児童福祉施設で、それぞれ10日以上の実習や実務の経験があること。
3. 実習や実務を経験した施設の長による人物評価表を提出すること。

○試験概要

1. 論述式の試験を行う。
2. 面接試験を行う。
3. 保育の場面を想定した実技試験を行う。

1. 問題設定

現在、保育士資格を得るには保育士養成校で必要な単位を取得することと、保育士試験を受けて合格することの、2つの方法がある。「施設保育士」資格を創設することになれば、保育士養成校を経ずに、試験だけでその資格を取得する方法をも、設定するべきであろうか。

調査票の問4では、「従来の保育士試験に倣った、『施設保育士』試験を行うべきでしょうか。」という質問を設定し、「はい」と「いいえ」で回答してもらった。次いで、「施設保育士」試験に関する意見を自由記述で回答してもらった。具体的には、

次のページに掲載しているような質問を行った。

2. 選択肢の回答

「はい」34.8%（32カ所）、「いいえ」57.6%（53カ所）、無回答7.6%（7カ所）であった。

この結果を見る限り、「いいえ」が過半数であることが確認できる。保育所以外の児童福祉施設で働く「施設保育士」については、従来の国家試験としての保育士試験に対して否定的な意見が多いのである。

続いて、この質問に対する意見を求めた自由記述の回答内容を、「はい」と「いい

(問4)「施設保育士」試験について

現在、保育士資格を得るには、保育士養成校で必要な単位を取得することと、保育士試験を受けることの、2つの方法があります。

今後、「施設保育士」を創設することになれば、保育士養成校を経ずに、試験だけでその資格を取得することを設定すべきでしょうか。「施設保育士」試験に関する、ご意見をお聞かせ下さい。

(問4-1)

従来保育士試験に倣った、「施設保育士」試験を行うべきでしょうか。

1つ選んで○をしてください。

1 はい

2 いいえ

(問4-2)

「施設保育士」試験に関するご意見を、お聞かせ下さい。

(回答欄)

え)、そして無回答に分けて分析する。

されては如何でしょうか。

3. 自由記述の回答

「施設保育士」試験に関する自由記述には、63.0% (58カ所) が記入していた。

3-1. 回答状況

まず選択肢毎に、自由記述欄への回答の割合を示しておきたい。ここでの母数は、それぞれの選択肢を選んだ回答数である。

「はい」 71.9% (32カ所中 23カ所)

「いいえ」 62.3% (53カ所中 33カ所)

無回答 28.6% (7カ所中 2カ所)

合計 63.0% (92カ所中 58カ所)

「はい」、「いいえ」ともに、保育士養成校における単位取得と平行した国家試験としての「施設保育士」試験への意見を尋ねたが、医師や社会福祉士のように、資格取得希望者全員を対象とした試験を実施すると想定した、意見が記入されている場合もあった。

3-2. 分析

3-2-1. 「はい」に関する自由記述

「施設保育士」試験の実施について、賛成の意向を示した回答者は、以下のような記述をしていた。それぞれ、回答の内容を分類して述べていきたい。

○受験資格に実務経験を求める

ID15 より専門性を求められるのが「施設保育士」だと考える。よって「実務1年以上+試験」のような形をとった方がよいと考える。(試験だけではわからない部分も多いし、実務経験だけでは不十分な知識も出てくると思う。)

ID53 受験資格要件に、複数施設での実習履歴と最少実務年数(例、2年間)を考慮

ID58 ・充実した施設実習の義務化を条件とする。

ID69 全て養成校となると道が閉ざされるので、試験の道もあって良いと思う。スクーリングの他に、施設実習等を義務づける。

ID71 正規職員にする上で非常勤の人に資格を取らせることがあります。取得し易い方法はあった方がよいと思います。

現行の保育士試験は、保育所を含めた児童福祉施設での実習経験を求めているが、「施設保育士」には ID15, 53, 58, 69 が提案するように、施設での実務経験が必要であろう(「実習」は保育士養成校から「実習」を行うと誤解されることがあるので、ここでは実務経験が必要であると読み替える)。

実務経験としては、最低1~2年程度が必要であろう。ID71の指摘するとおり、保育士資格を持たない職員が、資格を取得する手段として保育士試験は活用されるべきである。

○養成機関での学習を求める

ID6 従来は保育士の専門の大学や短大、専門学校を出た方で、対応した方がよいと思うが、保育士がいない時期に保育士試験を行い保育士の養成をはかった時期があり、施設に勤務し、そして、学び、保育士資格を取って、施設に従事していた経緯があります。これからは専門の機関で学び、職場につくようにした方がよいと思います。母子生活支援施設でも、高校を卒業し、施設に3年以上従事

し、母子指導員として勤務する方もいますが、今、求められている母子支援を行うには、基本がきちんとしていないと無理があるような気がする。

ID13 発達障害等の医療的側面を重視して欲しい

ID34 アイデアとして賛成である。異なったカリキュラムが必要となる。

ID70 保育士養成校や大学で学び、必要な単位を取り、試験も受けて資格を取得すべきである。

ID92 施設保育士の資格をとる前に、保育士資格を必ず養成校(通信も不可)でのカリキュラムを終了することが大切であると考えます。保育士の資格取得者が、一定の知識を得るために、単位数を設け、試験をおこなうことが必要ではないでしょうか。

ID92 は、基礎資格としての保育士資格あるいは「保育所保育士」資格を取得することを、「施設保育士」資格の前提としている。保育所以外の児童福祉施設で働くことを希望する、基礎資格としての保育士資格取得者が、通学制の保育士養成校で学習し、試験を行うことを提案しているのである。ID34 の意見も「保育所保育士」とは違う、「施設保育士」としてのカリキュラムを設定し、その上での「施設保育士」試験を実施することを述べていると考えられる。

また ID6, 70 も、現行の保育士試験のような試験一発勝負ではなく、養成校での学習が「施設保育士」試験受験のために必要だと主張している。その具体的カリキュラムの提案として、ID13 の意見(発達障害

等の医療的側面の重視)が見られる。

以上の通り、「施設保育士」試験を受ける条件として、実務経験と養成機関での学習を求める意見があるが、これらに対しては、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格取得ルートが、参考になる。

○専門性の向上のために必要

ID22 幅広い知識が必要です。生活の中で学習を見てやらねばならないときがあります。そんな時、わからないではすまなくなります。(一例ですが)他の生活に関しての知識も必要です。生活のプロになるのですから、試験があつてよいと思われ

ID32 施設保育士という資格をより明確に社会的位置づけをして広げていくためには必要かと思われる。

ID38 「施設保育士」は施設職員としての能力を得ている必要がありますので、介護福祉士と同程度の社会福祉の理解と技法を必要とすると考えます。

ID63 より質の高い保育を目指し、施設保育士試験を希望します。

ID64 知識向上のためにも、試験するのは良いと思います。

ID68 施設保育士は、子どもだけでなく、小・中・高校学生、大人まで関わらなければなりません。子どもから大人への変化、施設での事件は多岐にわたります。その対応に追われているという事も少なくありません。就職してから、こんなはずではなかったと言う事にならないよう、色々な

知識と経験が必要かと思います。

ID74 施設保育士になりたい方への門戸を広げるとともに、専門知識を勉強を通して蓄えてほしい。

ID83 施設は24時間、子ども達が生活している場である為、子どもを中心とした保育士の役割りについて行っていければ良いのではないのでしょうか(職員と子どもの関係、レポートの取りかた等について)

ID85 施設で暮らす子ども達にとって、保育士は、唯一頼らざるをえない存在でもあります。知識よりもっと大切なもの、保育士としての適正であるか否かの点に重点を置いてほしいと思います。(人間性、性格、生活)

ID91 保育所の保育士と施設の保育士とは子供達への処遇が全然ちがってきます。施設は生活の場であり一つの家庭です。保育士であっても子供の異常、病気を早期に見つけ、処置、適切な対応等、要求されます。又、心のケアは欠かせないものです。子供を受けとめることができる保育士の人格形成が重視される場所です。子供の気持、要求を組みとれる作業が必要になってくると思います。

ID32, 38, 63, 64 は、資格取得希望者全員に試験を課すことを想定して回答した可能性はある。

ID22, 68, 83, 85, 91 は、特に入所施設における日々の生活、あるいは1人の子どもが日々の生活の中で成長していく過程を援助する、保育士としての人間性を重視している。日々の生活としては学習、炊事・洗濯・掃除など生活の知識や技術、病気の発見や対応、心のケアなどが考えられよう。

また子どもが成長していく過程において生じる様々な悩みや相談事にも応じる必要がある。そこに、その人の人間性や性格が大きく影響するのである。

もちろん、これらの知識や技術は、一般家庭における子育てという意味ではない。障がいのあるこどもについては、その障がいに関する知識や対応方法、あるいは虐待を受けた子どもへの援助のしかたといったことも含まれる。ID64, 74 のいう専門知識の向上、あるいは ID63 のいう保育の質の向上も、以上のことを含めて意味での「向上」であろう。

福祉の資格に共通する知識や技術の獲得を試験するという意味では、ID38 の指摘するとおり、社会福祉士、あるいは介護福祉士に求められているものと同程度の、各領域における知識や技術も必要であろう。

以上のような専門性の向上、そしてそれを確かめるための試験を実施してこそ、ID32 の言うとおりの、「施設保育士」に限らず、保育士資格全体の社会的位置づけの向上につながるのである。

「施設保育士」資格の取得希望者の「人となり」を知るには、筆記テストでは困難である。例えば、面接試験や、場面を想定した保育の試験を提案しなくてはならない。

○進路選択の幅を広げる資格

ID7 最初から施設保育士を目指すということは少数派かと思われます。保育士養成の2年間の中で実習とは言わずとも、福祉施設の見学等を回数、見学する施設の種別を増やし、学生に職場選択の幅を広げる中で、更に施設の保育士を目指すためのコースとして施設保育士があればと考えます。

ID82 学生さんの状況はつぶさには理解して
おりませんが、施設保育士を養成して下
さるならばありがたい事です。しかし学生
さんの将来の進路について早めの決定
が必要となると思われます。同時に就職
に際しては施設数からいって保育所よ
り、せまき状況もあります。現在、国の施
策等により施設自体大きな転換期となっ
ております。今後の施設運営等を考えま
すと、若い情熱をもった学生さんを育成
していただいても、その受皿としての施
設の弱体化は目の前にせまってきてお
ります現状があります。夢と現実のはざま
で時期早々と思っております。

ID7, 82 の意見は、「保育所保育士」と「施
設保育士」の二者択一では学生の進路を狭
めることになる、あるいは養成校に入学す
る以前に、高校生の段階でこれらの択一を
求めることは難しいのではないかという意
見である。前者の指摘するとおり、進路選
択をする上で、複数の施設を見学すること
は大切である。また、後者の指摘も、受け
皿が確保できない現状では、「施設保育士」
を養成することの意味が問われることにな
る。

○その他

ID86 ひと通りの学習を必要とするが、ただ
試験を受けるだけでは足りないような気
がする。

「施設保育士」試験の実施を肯定的にと
らえつつも、ID86 のように、「足りない気
がする」という意見があった。これは、試
験一発勝負ではなく、保育所以外の児童福
祉施設での実務経験を積む必要があると感
じたからの意見であろう。

社会福祉士と精神保健福祉士は全員が国
家資格を受験する必要があり、介護福祉士
もそのようになることが予定されている。
福祉関連の資格として、養成校で必要な単
位を取得して卒業すれば、国家資格を取得
できる資格として残ったのは、保育士だけ
である。

保育士の専門性と社会的地位を高めるた
めにも、希望者全員を対象とした、国家試
験（筆記試験と面接試験、保育の場面を想
定した実技試験）が必要ではないだろうか。

3-2-2. 「いいえ」に関する自由記述
「施設保育士」試験の実施について、反
対の意向を示した回答者は、以下のような
記述をしていた。それぞれ、回答の内容を
分類して述べていきたい。

○保育士養成校での学習と実習を重視

ID2 幅広い知識が求められるので、養成校
は必要だと思います。

ID8 学校で学んだ知識や技術に基づいて、
実習等を通して、具体的に理解・把握
し、実践の応用能力が養われていく課程
を考えると養成校での単位取得が望まし
いと思う。試験だけの資格取得は不足
部分を感じる。

ID9 養成校の力量に関係すると思います。
専門職として必要なスキルを身につける
養成が可能であれば、試験だけでは資
格は与えられないと思うのですが。

ID16 必要な単位を習得してもらえばいい
と思います。

ID17 施設保育士は広範な知識を要求され
ます。独学よりも集団の中で学ぶ方がよ

り学習力が付くと思う。

ID19 障害に特化した学習・実習が必要なため。

ID52 試験だけで、資格をとっても、現場を知らなければ、使い物にならないので、きちんと、養成校で勉強して、実習もした方が本人のためにも良いと思います。

ID60 養成校がすべてとは思いませんが、やはり2年の専門知識を学んだ上での資格が大切だと思います。一番大切な、人間の育成の場面であり、子どもにとっても他人との出会いです。おろそかに出来ないのです。

ID87 独学では無理です。

これらは、保育士養成校における専門的な学習を樹脂肢体軒である。特に ID8, 52 で述べられているのは、保育士養成校での学習と、当該児童福祉施設での実習の相互作用である。学校という集団の中で専門的な知識や技術を学び、施設での実習において実践し、再び学校に戻って実習を振り返るといふ、保育士養成校における学びのプロセスを重視しているのである。

○人間性を重視

ID4 保育士資格という面も大切とは思いますが、試験や資格というわくにとられるのもどうかと思う。本人の保育観や人間性がたいせつではないでしょうか。

ID20 試験だけでは机上だけになる。実習人格等も考慮する必要がある。

ID25 今後の施設は、家庭(保護者)対応を

求められてきます。高い対応力、人間力、受容力が必要となります。

ID41 施設、保育所と考える前に、人を理解する事が大切であると感じる。

ID48 ・試験が良いとも言えないと思います。学力が良くても施設保育士に向かないこともその逆もあり、この世界程学力では判断出来ない評価があると思います。

試験のみで保育士資格を与えることは、受験者の「保育観」や「人間性」、「人格」、「保護者対応能力」といった、学力ではない側面を軽視することになるという指摘である。試験一発勝負に対する明確な異議として無視することはできない。もし、試験を導入することになれば、人間性をどの様に評価するのか、その方法を考えなくてはならない。例えば、児童福祉施設での実務経験や実習経験、そして実務の職場や実習施設の施設長による推薦状の発行、あるいは「施設保育士」試験における面接の実施などが考えられよう。また保育士資格を持たない者が、保育所以外の児童福祉施設に就職している場合のみを対象にして、数年以上の実務経験の後、施設長の推薦状をもって「施設保育士」試験を受験するという方法も考えられる。

○実習や実務経験を求める

ID11 試験だけで施設保育の資格を取得させることには反対です。必ず実習という体験を踏まえることが大切です。子どもの育ちは千差万別で障害のある子も一人一人違います。様々な子どもとの関わりから学ぶものも多いです。

ID21 現場で実習することで、資格取得につ

いての考え方が変わることもあるので、現場を知った上での、受験資格を考えるとよいのではないかと思います。

ID44 試験だけで「施設保育士」の資格を取得できるというのは危険のように思います。十分に経験(「保育士」としての)を積んだ上で受験してこそ、合格後に専門的知識や技術を活かし、又、研鑽できるのではないかと思います。

ID61 実習等による実体験は必須

ID79 「施設保育士」試験に施設実習を取り入れる。

試験だけで「施設保育士」の資格を与えることに対して反対する理由として、実習や実務経験のない志願者が、試験に合格したからといって当該児童福祉施設の保育士がつとまるかと言われれば、それは非常に不安である、という意見である。実習や実務経験を通して、様々な子どもと関わり、多くのことを学ぶ事が求められると同時に、自らの進路を考える機会にもなるというのが、ID11, 21, 44の指摘である。

○「保育所保育士」と「施設保育士」分離に反対

ID12 施設保育士単独の試験にすると、施設へ勤める人が狭められ、かえって問題が生じると思う。

ID14 従来通りで良いと思います。質を高めるなら、研修の後の確認試験で良いのではないのでしょうか。

ID18 養成校が4年制になり、一般の教養から施設・障害にわたる幅広い勉強で養成

することが必要かと思われます。保育所等でも現代は幅広く勉強していないと対応していけない現状があり、保育所でも施設でも同じ資格でよいと思います。

ID37 同じ子どもたちと歩むものとして共通の認識・理解をもつべきだと思います。

ID75 保育士でいいと思います。

このように、従来の保育士資格を「保育所保育士」と「施設保育士」に分離するという構想そのものに対する反対意見もあった。その理由としても、ID12の通り保育士資格を分離してそれぞれ職場を制限してしまうと、わざわざ「施設保育士」を取得して施設に就職するような人材が、少ないのではないかという危惧が見られる。これは、施設に勤める保育士の専門性を高めたいという思いの一方で、当該児童福祉施設が抱えてしまうジレンマである。

従来の保育士資格のままで良いと回答しつつも、ID18は、2年間では短いので4年間で一般教養、保育所保育、そして施設での保育や障がい、非行、用語などの幅広い勉強が必要であると述べている。また保育所でも虐待や非行、障がい等への対応が必要な場合もあるため、「同じ資格でよい」という指摘も、うなずけよう。

○基礎資格としての(保育所)保育士資格取得を前提

ID29 専門性が重視される中で、保育士養成校を経ずに試験だけでその資格を取得するよりは、「保育所保育士」を2年間各学校等で養成した後、更に希望者が1~2年間で「施設保育士」としての資格を有する制度があればよいと思う。

ID35 専門性を望まれている時代でもあり、保育士取得後、施設保育士の資格を希望者が試験を受けるのが望ましい。

ID36 筆記試験のみでは難しいと思います。基本的な「保育士」資格を取得後、実習期間を長期間設定する必要があると思います。

ID39 もし施設保育士を創設することになれば、保育士の資格を得た上で、更に施設保育士の試験を実施する。

以上の意見に共通していることは、基礎資格としての「保育所保育士」資格を取得した上で、実習や実務経験を経て、「施設保育士」資格の国家試験を受験すべきであるという点である。保育士の資格を持たない者が、保育に関しての経験がない者が、いきなり「施設保育士」試験に合格しても、充分にその職務を務めることができないという危惧である。これらの意見も、試験制度を考えるにあたって重要なものである。

○その他

ID24 解答のテクニックがあれば受かってしまうような試験なら意味がないと思う。

ID47 ・知的障害児通園施設にあつては、現在は、保育士の資格が有り、なおかつ障害児保育を勉強したい意欲や向上心があれば実践の中でチームとして学んでいくことができると思います。もちろん、園内研修や、学びたい又は必要な研修を受けながら専門性をみがいていくことができます。・施設保育士に何を望むか(どんな資質やスキルが必要か)をもっと検討した上で資格取得を考えた方が良いのではと思っています。

ID66 保育士試験を実施する時代は終わったのではないかと考えます。教育機関も整備され養成校も競争の時代です。昔の様に保育士不足は解消されたのではないのでしょうか。質の良い保育士養成となれば別の問題だと考えていますが…。むしろ介護福祉士、社会福祉士等の国家資格へのチャレンジへ向けた方が施設保育士養成には大切なことではないかと考えます。(保育士も国家資格)

ID24 は試験制度に対する批判である。もちろん、テクニックで合格するようなことがあってはならないが、マークシートや多肢選択式の設問ではテクニックで合格してしまう可能性を否めない。採点作業は膨大な量になるが、論述試験を組み込む必要がある。

ID47 は「施設保育士」試験と言うよりも、「施設保育士」そのものに対する意見である。現職研修の充実を図ることが重要であるという指摘である。また ID66 は保育士試験そのものに対する不要論である。保育士不足が解消された今、保育士試験を実施して新たな保育士を増加させるより、当該児童福祉施設で働く保育士にとっては、他の国家資格にチャレンジすることを訴えている。

4. 「施設保育士」試験の基本構想

「施設保育士」試験の実施について、「はい」34.8% (32カ所)、「いいえ」57.6% (53カ所)、無回答 7.6% (7カ所)であった。この結果を見る限り、「いいえ」が過半数であることが確認できる。保育所以外の児童福祉施設で働く「施設保育士」については、従来の国家試験としての保育士試験に対して否定的な意見が多いのである。

これまで検討してきた回答内容から、次のように「施設保育士」試験の構想を提示したい。もちろん、試験を実施しないことによつて「施設保育士」資格の取得希望者は全員保育士養成校に通うべきであるという考え方もありえる。保育士養成校における養成と、保育士試験の実施という、現行の2つのルートを踏襲するののかも、検討の余地がある。さらに、社会福祉士などの資格に倣い、「施設保育士」資格の希望者全員に試験を課すことについても、十分に検討しなければならない。

試験科目については、本研究の成果による、保育士養成校における「施設保育士」のカリキュラム策定を待ちたい。

○受験資格

次の何れにも該当すること。

1. 就職を希望している、保育所以外の児童福祉施設での実務経験があること、あるいは、「(保育所)保育士」の資格を取得し、児童福祉施設での実務経験があること。
2. 保育所を除き、少なくとも2種類以上の児童福祉施設で、それぞれ10日以上の実習や実務の経験があること。
3. 実習や実務を経験した施設の長による人物評価表を提出すること。

○試験概要

1. 論述式の試験を行う。
2. 面接試験を行う。
3. 保育の場面を想定した実技試験を行う。

本章における検討をふまえると、「施設保育士」試験は、このような受験資格と試験概要に基づいて、実施される必要がある。

厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
「施設保育士養成カリキュラム開発に関する研究」
総括研究報告書

終章 本研究のまとめ

主任研究者 圓入智仁（中村学園大学短期大学部）
研究協力者 山瀬範子（九州大学大学院博士課程）

本研究では、保育所以外の児童福祉施設で働く保育士、本研究で言う「施設保育士」養成の可能性について、その養成課程と修業年限、資格と言葉、科目と内容、施設実習、「施設保育士」試験の各項目ごとに、当該児童福祉施設から寄せられた意見を検討した。

1. 「施設保育士」の養成課程と修業年限

「施設保育士」の養成課程と修業年限については、次のことが明らかになった。

60.9%（56カ所）が、保育所と保育所以外の児童福祉施設の両方を対象とする、現行の保育士の養成課程に異議を唱えている。

58.7%（54カ所）が、施設で働く保育士を養成するには、どのような資格を取得するにしろ、2年間の養成課程では短いと考えている。

40.2%（37カ所）が、「保育所保育士」と「施設保育士」の分離を肯定的に考えている。

20.0%（18カ所）が、施設で勤務する保育士には、社会福祉士あるいは介護福祉士の資格が必要だと考えている。

「従来通り保育士を養成」を選んだ施設の中には、授業科目の充実、学生の人格形成、現職教育の充実、修業年限の延長を求める意見もあり、現行の保育士養成課程に少なからぬ不満を持っていることが伺え

た。

このほかの、「保育所保育士」と「施設保育士」を分けることを前提とした選択肢を選んだ施設にも、授業科目や実習の充実を図り、「施設保育士」としての専門性を高めるべきであるという意見が多かった。

これらの意見の一方で、「施設保育士」に対する否定的意見もあった。例えば、修業年限について、4年間の養成課程では在職期間がその分、短くなるとの意見である。あるいは、就職面について、保育士資格を2つに分けると進路選択を狭めることになる、あるいは高校卒業時点で保育所か施設かを選ばせることは難しいという意見もあった。また、入学後に選ばせるとしても、「施設保育士」の希望者が果たしてどの程度いるのか疑問だという意見である。

保育士養成校の現状では、これ以上に履修科目を設定することは、特に短期大学など2年の修学期間しか設定していない学校では困難である。そのため、授業や実習の充実を図るとなると、修業年限の延長や、資格を保育所とその他の児童福祉施設に特化した者に分けるなどの対応が必要となる。

短期大学・専門学校・大学 1,2年次で「（保育所）保育士」、短期大学専攻科・専門学校専攻科・大学 3,4年次で「施設保育士」、大学院修士課程（専門職大学院）で「専門職保育士」を取得するという構想